

大田区特別区税条例の一部改正（案）概要

地方税法等の改正に伴い、次のとおり規定を整備する。

1 国外居住親族の取扱いの見直し

条例	改正の概要	施行日
第10条 (区民税の非課税の範囲) 第14条 (均等割の税率の軽減) 第24条の3第1項 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 付則第2条の2の3 (区民税の所得割の非課税の範囲等)	「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、非課税判定の基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲等を「扶養控除」の取扱いと同様とする。	令和6年 1月1日

2 源泉徴収に関する申告書の電子提出等に係る規定の整備

条例	改正の概要	施行日
第24条の2 (区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第24条の3第4項 (区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の8 (特別徴収税額) 第36条の9 (退職所得申告書)	従来、給与等の支払いを受ける者(受給者)が、給与等の支払者(源泉徴収義務者)に対して提出する源泉徴収に関する申告書について、書面による提出に代えて当該書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行う場合に税務署長の承認が必要であったが、その承認を不要とするほか、所要の措置を講ずるとともに規定の整備を行う。	公布の日

3 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の見直し

条例	改正の概要	施行日
付則第6条 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 付則第7条 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）	種別割のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、適用対象を電気自動車等に限定していない種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長するとともに規定の整備を行う。	公布の日

4 セルフメディケーション税制の延長等

条例	改正の概要	施行日
付則第3条 （特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）	特定一般用医薬品（スイッチ OTC 医薬品）購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、対象医薬品の範囲を見直した上、その適用期限を5年延長する。	令和4年1月1日

5 住宅借入金等特別控除の特例の延長等

条例	改正の概要	施行日
付則第21条 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）	控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間に契約した場合、令和4年末までの入居者を対象とする。 なお、上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡（現行50㎡以上）の住宅も対象とする特例措置を講ずる。	公布の日

6 その他

条例	改正の概要	施行日
第36条の11 （分離課税にかかる所得割の更正又は決定）	地方税法上の文言に合わせた規定の整理	公布の日
第36条の12 （分離課税にかかる所得割の不足金額及びその延滞金の徴収）		
第36条の13 （分離課税にかかる所得割の不足金額等の納入）		
第36条の14 （分離課税にかかる所得割の普通徴収）		

大田区特別区税条例（昭和39年条例第52号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区特別区税条例</p> <p>第1条から第9条まで（略） （区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。</u>）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第11条から第13条まで（略） （均等割の税率の軽減）</p> <p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>（1）均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族（<u>年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。</u>） 1, 500円</p> <p>（2）（略）</p> <p>第15条から第24条まで（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第24条の2（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処</p>	<p style="text-align: center;">○大田区特別区税条例</p> <p>第1条から第9条まで（略） （区民税の非課税の範囲）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に21万円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第11条から第13条まで（略） （均等割の税率の軽減）</p> <p>第14条 区民税の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割額は、前条の規定によつて課する額からそれぞれ当該各号に定める額を減じて得た額とする。</p> <p>（1）均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 _____ 1, 500円</p> <p>（2）（略）</p> <p>第15条から第24条まで（略） （区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第24条の2（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<u>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u> _____ 場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処</p>

新	旧
<p>理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第36条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p>	<p>理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項 _____ において同じ。)により提供することができる。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>	<p>(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p>
<p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>	<p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経路すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(1)から(3)まで (略)</p>
<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経路すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経路すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第25条から第36条の7の2まで (略)</p>	<p>第25条から第36条の7の2まで (略)</p>
<p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収</p>	<p>(特別徴収税額)</p> <p>第36条の8 第36条の7の規定により徴収</p>

新	旧
<p>すべき分離課税にかかる所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下<u>この条、次条第2項及び第3項並びに</u>第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（<u>次号及び</u>次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について<u>第36条の3及び</u>第36条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第36条の3<u>及び</u>第36条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第36条の7の規定により徴収された<u>又は</u>徴収されるべき分離課税にかかる所得割の額を控除した残額に相当する税額</p> <p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第36条の7の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第36条の3<u>及び</u>第36条の4の規定を適用して計算した税額とする。</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第36条の9 退職手当等の支払を受ける者で、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、規則で定める申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して、区長に提出しなければならない。この場合において支払済みの他の退職手当等がある旨を</p>	<p>すべき分離課税にかかる所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下<u>本条、次条第2項および</u>第36条の10第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（<u>次号および</u>次条第1項において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について<u>第36条の3および</u>第36条の4の規定を適用して計算した税額</p> <p>(2) 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第36条の3<u>および</u>第36条の4の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第36条の7の規定により徴収された<u>または</u>徴収されるべき分離課税にかかる所得割の額を控除した残額に相当する税額</p> <p>2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第36条の7の規定により徴収すべき分離課税にかかる所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第36条の3<u>および</u>第36条の4の規定を適用して計算した税額とする。</p> <p>(退職所得申告書)</p> <p>第36条の9 退職手当等の支払を受ける者で、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において区内に住所を有する者は、その支払を受ける時までに、規則で定める申告書を、その退職手当等の支払をする者を経由して、区長に提出しなければならない。この場合において支払済みの他の退職手当等がある旨を</p>

新	旧
<p>記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理されたときに区長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理されたときに」とあるのは「提供を受けたときに」とする。</u></p> <p>第36条の10 (略)</p> <p>(分離課税にかかる所得割の更正 <u>又は</u> 決定)</p> <p>第36条の11 区長は、第36条の7 <u>又は</u> 第36条の7の2の規定による納入申告書(以下本節において「納入申告書」という。)の提出があつた場合において、当該納入申告書にかかる課税標準額 <u>又は</u> 税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。</p> <p>2 区長は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額 <u>及び</u> 税額を決定するものとする。</p> <p>3 区長は、前2項 <u>又は</u> 本項の規定によつ</p>	<p>記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき法第328条の14の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者に受理されたときは、その退職所得申告書は、その受理されたときに区長に提出されたものとみなす。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第36条の10 (略)</p> <p>(分離課税にかかる所得割の更正 <u>または</u> 決定)</p> <p>第36条の11 区長は、第36条の7 <u>または</u> 第36条の7の2の規定による納入申告書(以下本節において「納入申告書」という。)の提出があつた場合において、当該納入申告書にかかる課税標準額 <u>または</u> 税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。</p> <p>2 区長は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額 <u>および</u> 税額を決定するものとする。</p> <p>3 区長は、前2項 <u>または</u> 本項の規定によつ</p>

新	旧
<p>て更正し、<u>又は</u> 決定した課税標準額 <u>又は</u> <u>税額</u> について、その調査によつて、<u>過大</u> <u>又は</u> <u>過少</u>であることを発見した場合には、これを更正するものとする。</p> <p>4 区長は、前3項の規定によつて更正し、<u>又は</u> 決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。</p> <p>(分離課税にかかる所得割の不足金額 <u>及び</u> その延滞金の徴収)</p> <p>第36条の12 前条の規定による更正 <u>又は</u> 決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金額の不足額 <u>又は</u> 決定による納入金額をいう。以下本条 <u>及び</u> 次条において同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収する。</p> <p>2 前項の場合には、その不足金額に第36条の7 <u>又は</u> 第36条の7の2において準用する第34条の2の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間 <u>又は</u> 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>(分離課税にかかる所得割の不足金額等の納入)</p> <p>第36条の13 分離課税にかかる所得割の特別徴収義務者は、前条、法第328条の11 <u>又は</u> 法第328条の12の場合において不足金額 <u>又は</u> 過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の納入の通知を受けたときは、これらの金額を当該通知書で指定する期限までに納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(分離課税にかかる所得割の普通徴収)</p> <p>第36条の14 その年において退職手当等の支払を受けた者が第36条の8第2項に規定する分離課税にかかる所得割の額を徴収された <u>又は</u> 徴収されるべき場合にお</p>	<p>て更正し、<u>または</u>決定した課税標準額 <u>または</u> <u>税額</u> について、その調査によつて、<u>過大</u> <u>または</u> <u>過少</u>であることを発見した場合には、これを更正するものとする。</p> <p>4 区長は、前3項の規定によつて更正し、<u>または</u>決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。</p> <p>(分離課税にかかる所得割の不足金額 <u>および</u> その延滞金の徴収)</p> <p>第36条の12 前条の規定による更正 <u>または</u> 決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金額の不足額 <u>または</u> 決定による納入金額をいう。以下本条 <u>および</u> 次条において同じ。)があるときは、同条第4項の通知をした日から1月を経過した日を納期限として、これを徴収する。</p> <p>2 前項の場合には、その不足金額に第36条の7 <u>または</u> 第36条の7の2において準用する第34条の2の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間 <u>または</u> 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>(分離課税にかかる所得割の不足金額等の納入)</p> <p>第36条の13 分離課税にかかる所得割の特別徴収義務者は、前条、法第328条の11 <u>または</u> 法第328条の12の場合において不足金額 <u>または</u> 過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の納入の通知を受けたときは、これらの金額を当該通知書で指定する期限までに納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(分離課税にかかる所得割の普通徴収)</p> <p>第36条の14 その年において退職手当等の支払を受けた者が第36条の8第2項に規定する分離課税にかかる所得割の額を徴収された <u>または</u> 徴収されるべき場合にお</p>

新	旧
<p>いて、その者のその年中における退職手当等の金額について第36条の3 <u>及び</u> 第36条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第36条の7の規定により徴収された<u>又は</u>徴収されるべき分離課税にかかる所得割の額をこえるときは、第36条の5の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。この場合には、第28条から第31条までの規定は、適用しないものとする。</p> <p>2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第36条の7 <u>又は</u> 第36条の7の2において準用する第34条の2の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の税額にかかる納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間 <u>又は</u> その日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>以下 （略）</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第2条の2の2 （略） （区民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第2条の2の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）</u> の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>	<p>いて、その者のその年中における退職手当等の金額について第36条の3 <u>および</u> 第36条の4の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第36条の7の規定により徴収された<u>または</u>徴収されるべき分離課税にかかる所得割の額をこえるときは、第36条の5の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収する。この場合には、第28条から第31条までの規定は、適用しないものとする。</p> <p>2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第36条の7 <u>または</u> 第36条の7の2において準用する第34条の2の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の税額にかかる納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間 <u>または</u> その日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>以下 （略）</p> <p>付 則</p> <p>第1条から第2条の2の2 （略） （区民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第2条の2の3 当分の間、区民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第15条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第9条の規定にかかわらず、区民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p>

新			旧		
<p>初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円	第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	1万800円	2,700円		1万800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下<u>この条</u>において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下<u>この項及び次項</u>において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第39条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	1万800円	5,400円		1万800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限</p>		

新			旧		
<p><u>一</u>、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p><u>り</u>、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア (イ)	3,900円	3,000円	第2号ア (イ)	3,900円	3,000円
第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円	第2号ア (ウ) a	6,900円	5,200円
	1万800円	8,100円		1万800円	8,100円
第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円	第2号ア (ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円
5 (略)			5 (略)		
<p><u>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第39条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			<p><u>(新設)</u></p>		
<p><u>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			<p><u>(新設)</u></p>		

新	旧
<p><u>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第39条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第8項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第8条から第20条まで （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第7条 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第5項</u>までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第8条から第20条まで （略）</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第21条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 付則第 3 条の改正規定 令和 4 年 1 月 1 日</u></p> <p><u>(2) 第10条第 2 項、第14条第 1 号及び第 24条の 3 第 1 項の改正規定並びに付則第 2 条の 2 の 3 の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(区民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 改正後の大田区特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の 2 第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の大田区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第24条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第24条の 3 第 4 項の規定は、施行日以後に行う新条例第24条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による新条例第24条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第24条の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による旧条例第24条の 3 第 4 項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 新条例の規定中個人の区民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の区民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の区民税については、なお従前の例による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 3 条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 3 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、</u></p>	

新	旧
<u>令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>	